

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/kensaka/index.htm>

公共工事の品質確保に向けた取り組み 「岐阜県公共事業執行共同化協議会」の設立について —市町村の総合評価落札方式実施への支援—

岐阜県県土整備部技術検査課
かんじゃ のぶ お
建設技術企画監 冠者 信男

1. はじめに

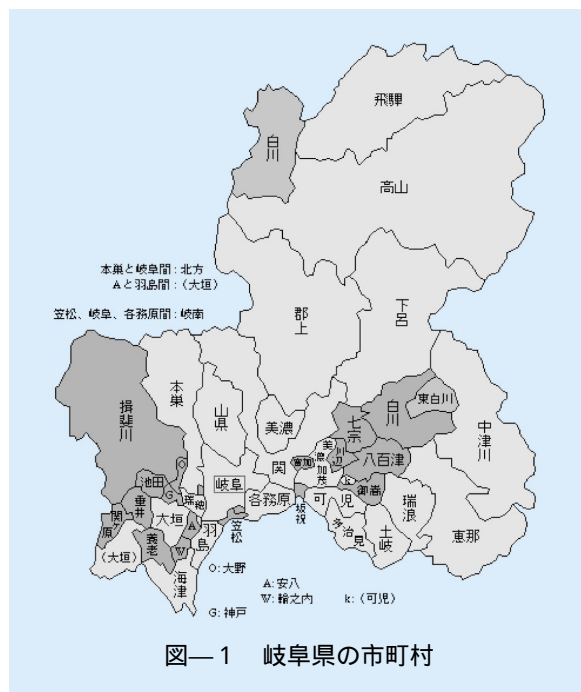
岐阜県は日本のほぼ中央に位置しており、人口は約210万人、日本の人口重心（1人ひとりが同じ重さを持つとしたときに日本全体の人口を一点で支える点）があります。面積は約10,621km²で全国第7位、七つの県に囲まれた数少ない内陸県の一つです。

北部の飛騨地域は、槍ヶ岳、乗鞍岳、御嶽山など、標高3,000mを超える山々が連なっています。一方、南部の美濃地域は濃尾平野に木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）が流れ、特に長良川中流域は環境省認定「日本の名水百選」に選ばれるほど美しい清流で、松尾芭蕉の俳句「おもしろうて やがてかなしき 鵜船かな」と詠われた、「長良川の鵜飼」が毎年夏季に催されています。

最近では、東海環状自動車道の東回りルート完成、さらに西回りルートの着工、徳山ダムの本体工事完了とダム水源を木曽川に運ぶ導水路計画などが注目されています。

【市町村合併の話題】

岐阜県の市町村数は、平成の大合併により99市町村から57町村減少して42市町村（21市19町2村）になった。



図—1 岐阜県の市町村

なかでも高山市（1市2町7村が合併）は面積が全国1位の2,178km²（香川県、大阪府より広く東京都とほぼ同じ）となり、中津川市（1市3町4村が合併）は長野県山口村との越県合併で話題となった。

また、大垣市は全国で唯一の2重飛び地を持つ市となっている。

2. 背景

地域住民の方々が豊かで安全・安心な生活を受
受するためには、社会資本の整備が不可欠であ
り、同時に公平性や競争性・透明性の確保と、工
事の品質確保が公共工事の発注者に求められてい
ます。

しかしながら今日、公共工事の発注に際して談
合が社会問題化し、また低価格入札や適切な技術
力を持たないものが受注することによる品質低下
など、公共工事の入札・契約方法が課題となっ
ています。これに加え、1960年代から1970年代初頭
の高度成長期に整備された多数の施設が一斉に老
朽化の時期を迎え、補修・補強対策や橋梁の長寿
命化などの高度な技術が必要とさ
れる問題も表面化しています。

このような状況に対応すべく、
平成17年4月1日に「公共工事の
品質確保の促進に関する法律」
(品確法)が施行されました。

これを受け、岐阜県では平成18
年度より総合評価落札方式(以
下、「総合評価」という)の試行
を開始し、平成19年度には一般競
争入札案件のうち約100件の総合
評価の実施を計画、また中核市で
ある岐阜市も独自に数件の総合評
価の実施を予定していました。

しかしながら平成19年6月時点
で多くの市町村は具体的な総合評
価の実施予定がなく、そのまま経
過すると時間切れとなることが予
想されたため、品確法に規定され
ている県の責務の一環として市町
村支援を行うこととしました。

3. 障壁

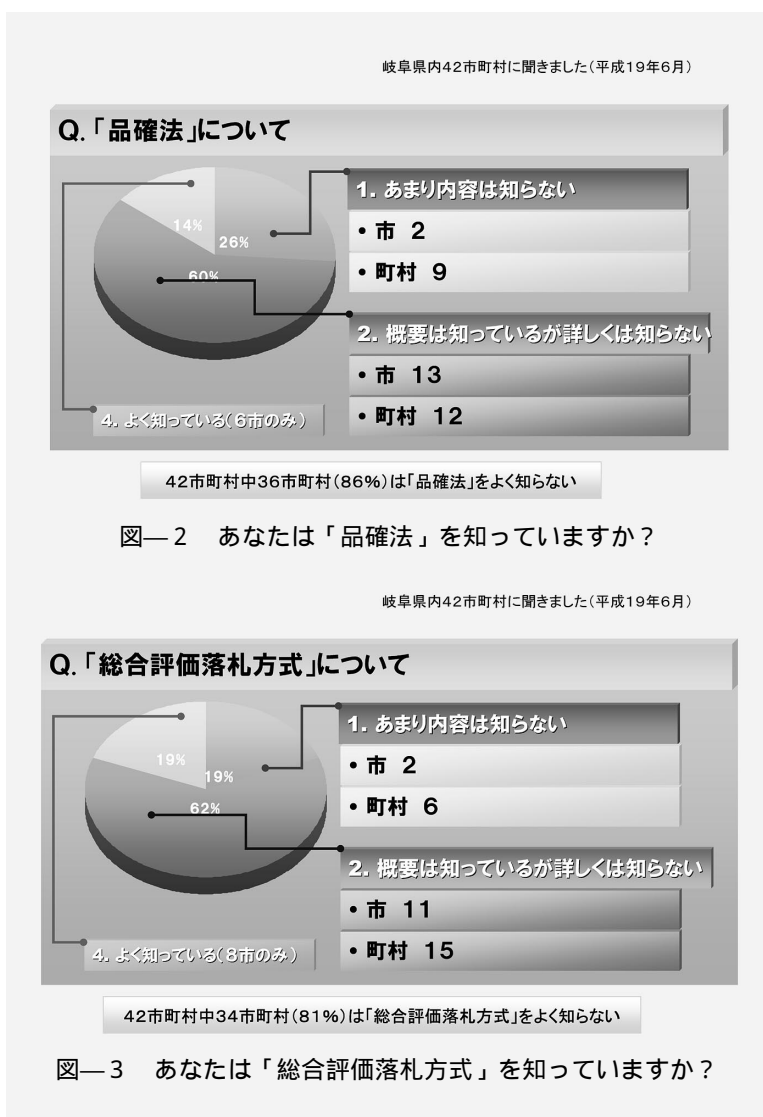
市町村が総合評価を実施するに当たり次の3点
が大きな障壁としてあげられました。

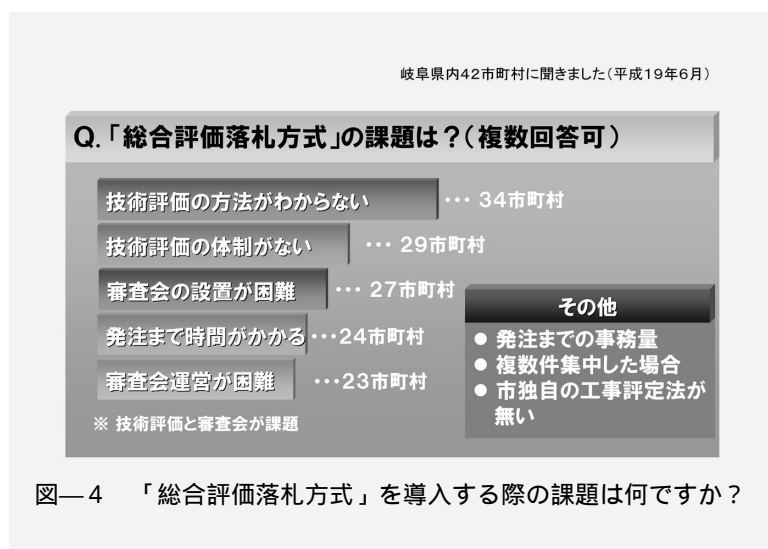
職員は...(1)品確法・総合評価について認識がな
い。

首長は...(2)必要性を感じない、または警戒して
いる。

実施には...(3)必要な事務がわからない。費用が
ない。時間がない。

(1)については国で調査した全国レベルのアンケ
ート結果がありましたが、再度平成19年6月現在
で市町村の建設部局または契約部局の部長職を対
象にアンケートを実施しました(図—2, 3)。





その結果は8割以上の市町村で品確法、総合評価ともよく知らないという回答でした。

(2)については一般的な市町村の首長は、工事価格は安ければ良しという考え方が多く、また、総合評価は一般競争入札とセットが原則であり、そのため市町村外の建設業者が仕事を奪うのではという懸念が最も大きな壁となっていました。

(3)については合併で規模が大きくなったものの、多くの市町村は組織的に未だ脆弱な面もあり、また技術職員も不足しているかまたは全くない状況でした。このため技術評価の手法や体制の不備、審査会の運営に問題があることが判明しました(図—4)。

4. 対応策

以上の課題に対応するため、全市町村の参加のもと平成19年6月18日の「品確法、総合評価に関する検討会」を皮切りに、総合評価の必要性和共同化によるメリットについて検討を重ね、平成19年11月1日に岐阜県公共事業執行共同化協議会(以下、「協議会」という)を設立し、活動を開始しました。

(経緯)

平成19年6月18日 「品確法、総合評価に関する検討会」 開催

平成19年7月26日 「第1回協議会設立準備会」

開催

平成19年8月30日 「総合評価勉強会」 開催

平成19年9月11日 「第2回協議会設立準備会」 開催

平成19年10月2日 「第1回幹事会(暫定)」 開催

平成19年11月1日 「岐阜県公共事業執行共同化協議会」 設立

随時 総合評価共同審査会 開催

平成19年12月3日 第1回部会(4部会) 開催

平成20年1月23日 第2回工事成績評定部会 開催

また、現地機関の職員(土木事務所長等)が市役所等を訪ね、各市町村の首長に品質確保の必要性について説明し、総合評価の実施を依頼するなど、周知に努めました。

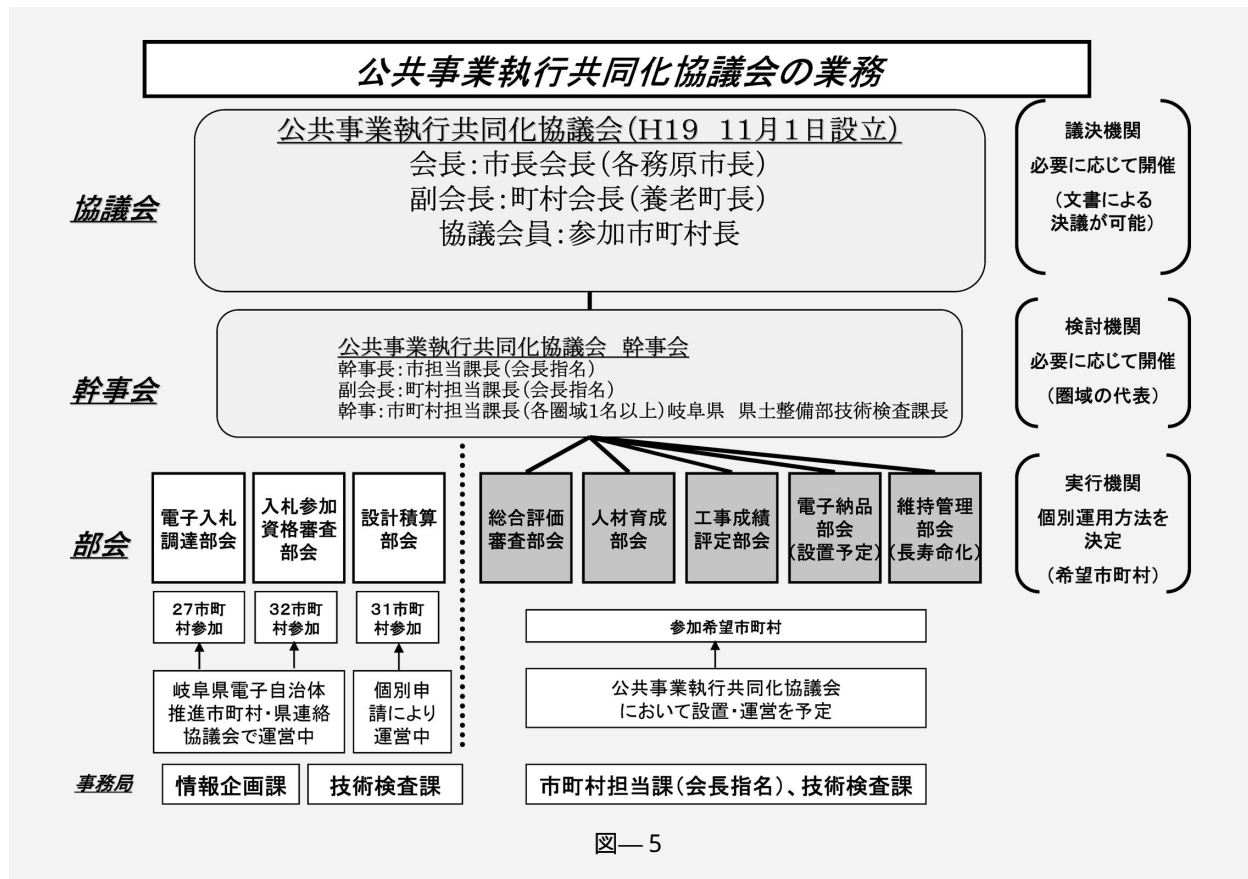
5. 協議会

(1) 協議会の概要 組織図(図—5)

- 会員：公共事業執行に関する事務の共同化に賛同する市町村(全市町村)および県。
- 役員：会長は市長会長、副会長は町村会の会長、顧問を岐阜県副知事とする。
- 目的：公共事業執行にあたり、県や市町村相互で共同化することで効率化が図られる事務について、具体的な運営ルールを決定する。
- 運営：協議会に幹事会を置き、具体的な事項を決定する。また実施にあたっては、課題ごとに部会を設置する。
- 経費：協議会の運営に関して各会員から負担金は徴収しないが、共同実施した際の総合評価審査会等の運営に必要な実費は別途負担とする。

(2) 各部会の概要

- ① 総合評価審査部会(参加市町村38/42市町村)
 - ・市町村が共同で総合評価審査会を設置し、学識経験者の意見を聴取する。



- ・国や県の総合評価に関する要綱やマニュアルについて情報共有する。
- ・各市町村間の情報共有を図り、市(町村)民への説明責任を果たす。
- ② 人材育成部会(参加市町村27/42市町村)
 - ・職員の技術力を高めるため、単独では困難な研修を共同で実施する。
 - ・最新の技術情報や行政情報を習得する。
 - ・各市町村が必要とする研修メニューを企画する。
- ③ 工事成績評定部会(参加市町村28/42市町村)

- ・工事成績評定の必要性和国・県の工事成績評定手法について検討する。
- ・工事成績評定の実施に向けた情報交換を行う(未実施11市町村)。
- ・評定項目、評定方法について市町村相互に情報交換する。
- ④ 維持管理部会(参加市町村31/42市町村)
 - ・公共施設の効率的な維持管理手法について検討する。
 - ・橋梁長寿命化計画について情報共有する。
 - ・アセットマネジメントについて検討する。



写真—1 工事成績評定部会 状況 (H20.1.23)

6. 方針

「協議会は次の方針のもと各市町村に参加を募りました。」

- ① 自主的参加であること。
- ② 協議会の運営には経常的費用を徴収しないこと。
- ③ 県は当面サポートに徹すること。

④ 発注支援機関を効率的に活用すること。

県内の市町村は人口40万人、職員数3,000人の中核市から職員50人強の村までさまざまな規模の自治体で構成されており、すべて一律に対応することには無理が生じます。そこで協議会の基本的な趣旨に賛同した市町村は会員となりますが、設置された各部会への参加は各市町村の自由参加とし、特に必要のない部会には不参加でも問題ないこととしました。また、厳しい財政事情を反映し、新たな経常的な負担には抵抗が大きく、準備会においては費用が各市町村の最も危惧する点であったため、協議会の運営は事務局（県技術検査課と会長市）で担当し、負担金等は徴収しないことを基本方針としました。その結果全市町村が協議会員としていずれかの部会に参加し、活動を開始することができました。

当面県は事務局として参加し、市町村への支援を業務としますが、将来的には市町村と共同運営することでコストダウンや効率化が推進されると考えています。

各部会の運営機関としては次の理由で（財）岐阜県建設研究センターに依頼しました。

- (1) 土木工事、建築工事の両分野で県内唯一の「公共工事発注者支援認定機関」であること。
- (2) 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人であること。
- (3) 市町村支援として設計積算はもとより、市町村 CM 業務や検査業務の実績があること。
- (4) 県域統合型 GIS、設計積算システム、入札参加者審査システム等で県内市町村との共同業務の実績があること。

7. 課 題

今年度はすでに工事発注が終了していた自治体もあり、全市町村の試行は達成できませんでしたが、協議会の設立を機にほとんどの市町村が総合評価を試行実施することができ、次年度以降に向

けたよい助走となったと思われます。

今後は指名競争入札による総合評価落札方式から一般競争入札に、また特別簡易型から簡易型、技術提案型へのステップアップを図っていくことが課題となっています。

また総合評価審査委員会の学識経験者をできる限り行政関係者以外とすることが求められており、大学等の学識経験者を確保する必要があります。

8. 展 開

協議会は活動を開始したばかりであり、多くの市町村にとっては存在意義を実感するまでに至っていないのではないかと思います。しかしながら橋梁落下事故や強度偽装問題、技術者の大量退職と職員定数減、頻発する入札談合や低価格入札、さらに進む情報公開など、建設行政が直面する課題に取り組んでいる市町村から協議会の役割に期待する声が上がっています。

今後は運営のルール、手法をブラッシュアップすることにより効率性を向上し、併せて新たなニーズに対応した部会の設置など、さらに協議会の充実を目指します。

今後の活動（例）

① 電子納品部会

CALS/EC の市町村普及

電子納品のルール化

台帳システムの共有

② 品質管理部会

プロポーザル方式、ワンディ・レスポンスへの取り組み

自然工法管理士（岐阜県が認定する技術資格）の普及等

岐阜県技術検査課の HP : <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/kensaka/index.htm>
公共事業執行共同化協議会、各部会要綱等記載